上尾市観光協会土産品及び料理等推奨要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、上尾市観光協会（以下「協会」という。）が本市の優良な土産品及び料理等を推奨することにより、当該土産品及び料理等の普及及び品質の向上を図り、もって市内における産業の振興に寄与し、観光事業によるシティセールスを行うことを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において「土産品」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　一般消費者に販売される食料品、農産品、衣料品、民芸品又は工芸品（次号において「商品」という。）であって、上尾市内において製造、生産、若しくは加工され、又は企画されたもの

(2)　前号に準ずる商品で上尾市観光協会会長（以下「会長」という。）が特に認めるもの

２　この要綱において「料理等」とは。次に掲げるものをいう。

(1)　食品衛生法施行令（以下「施行令」という）第３５条１項及び２項に規定された飲食店営業、又は喫茶店営業を営む個人又は団体が、上尾市内で営業をしている店舗において、一般消費者に提供される目的で調理された食品。

 (2)　前号に準ずる商品で会長が特に認めるもの

　３　この要綱において「推奨品」とは、前２項のいずれかに該当するものであって、第４条３項に規定する推奨の決定を受けたものをいう。

　（推奨の要件）

1. 協会は、土産品及び料理等が次に掲げる要件のいずれにも適合していると認められる場合に限り、これを上尾市の優良産品として推奨するものとする。

(1)　次に掲げる特性のいずれかを有していること。

ア　上尾市内で生産された農産物又は製造された部品を原材料として使用していること。

イ　当該土産品及び料理等が上尾らしさを表象していることにより、本市の宣伝に寄与するものであること。

ウ　既に市場において高い評価を得ていること。

エ　アからウまでに掲げる特性のほか、客観的に評価することのできる秀でた特徴を有していること。

(2)　価格が適正であること。

(3)　土産品にあっては、すでに量産され、及び一般消費者に販売されていること。料理等にあっては、申請日以前に、一般消費者に向け提供されていること。

(4)　消費者保護及び環境保護に関し配慮がなされていること。

(5)　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）その他の関係法令に適合していること。

(6)　料理等にあっては、第４条に規定する申請後、市長が行う実食審査を受けること。

２　前項に定めるもののほか、土産品及び料理等が上尾市の優良産品として推奨されるためには、当該土産品及び料理等について協会による推奨を受けようとする者が協会の現に会員であること、または第５条に規定する推奨の決定後１か月以内に協会に入会する意思があることを要する。

３　第１項の規定にかかわらず、次に掲げる土産品及び料理等は、優良産品として推奨をしない。

(1)　その品質等について消費者に誤認を与えかねない虚偽の表示又は誇大な表現がなされている土産品及び料理等

(2)　包装が過大であると認められる土産品

(3)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条１項及び５項に規定する事業者が申請するもの

(4)　営業上必要な許可を得ていない事業者が申請するもの

　（推奨の手続）

第４条　土産品及び料理等について協会による推奨を受けようとする者は、上尾市観光協会推奨品認定申請書（第１号様式イ又はロ）に、推奨を受けようとする土産品及び料理等に関する次に掲げる物品又は書類を添付して、会長に対し申請しなければならない。

　(1)　現品（料理等にあっては現品の写真）

(2)　外装見本（土産品に限る）

(3)　試食（飲）品（土産品に限る）

　(4)　説明書（第２号様式イ、又はロ）

　　ただし、生産・販売の時期が限定される農産物等にあっては、上記(1)及び(3)に掲げる物品を省略することができる。

２　前項に規定する申請は、あらかじめ会長が定め、及び公表する期間内に、これを行わなければならない。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

３　会長は、前２項の規定による申請があったときは、前条各項の規定に照らし、これを審査した上で、協会による推奨の可否を決定するものとする。

　（推奨認定証の交付）

第５条　会長は、前条第３項の場合において、当該申請に係る土産品及び料理等を推奨することとする旨の決定（以下「推奨の決定」という。）をしたときは、当該申請者に対し、推奨認定証（第３号様式）を交付する。

２　前項の推奨認定証の有効期間は、推奨の決定をした日から２年間とする。

３　第４条第２項ただし書きの規定による推奨の決定に係る推奨認定証の有効期間は、当該推奨の決定の日から２年間を上限に会長が定める日までとする。

４　前２項の有効期間は、第１０条第１項の規定により推奨の決定が取り消されたときは、その有効期間は、当該取消しの日をもって満了する。

５　会長は、前条第３項の場合において、当該申請に係る土産品及び料理等を推奨しないこととする旨の決定をしたときは、文書でもってその旨を当該申請者に通知しなければならない。

　（認定事業者の責務）

第６条　前条第１項の規定による推奨認定証の交付を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、推奨の決定がなされた土産品及び料理等（以下「推奨品」という。）について、常にその品質の保持に努めなければならない。

２　認定事業者は、顧客から推奨品に係る苦情等が寄せられたときは、誠意をもってこれに対処しなければならない。

　（推奨品である旨の表示）

第７条　認定事業者は、その推奨品の容器、包装等に推奨品である旨を図示したシール（第４号様式）を貼付して、推奨品である旨を表示することができる。

２　前項のシールは、協会が作成し、これを１枚当たり１円で認定事業者に販売するものとする。

　（推奨品の周知）

第８条　協会は、広報媒体やイベント開催を通して、推奨品の周知に努めるものとする。

　（報告等の措置）

第９条　会長は、この要綱の規定を適正に運用するため必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

２　認定事業者は、前項に規定する措置を講じられたとき、又は講じる旨の通知を受けたときは、速やかに当該措置に対応しなければならない。

　（推奨の決定の取消し）

第１０条　会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、推奨の決定を取り消すことができる。

(1)　推奨品の製造若しくは加工、調理又は推奨品に係る企画が中止されたとき。

(2)　仕様等を変更したことにより、従前からの推奨品との同一性が失われたとき。

(3)　認定事業者において、社会的な信用を失わせるおそれのある行為があったとき。

２　認定事業者は、前項各号に掲げる事由が生じたときは、直ちにその旨を会長に報告しなければならない。

　（審査会の設置）

第１１条　上尾市観光協会推奨品の普及を図るとともに、第４条第３項に規定する審査を適正に行うため、上尾市観光協会推奨品普及委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、委員１１人以内をもって組織する。

３　委員会の委員は、会長が委嘱する。

４　会長は、第４条第３項に規定する推奨の可否の決定をしようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

５　前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

　（雑則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和３年７月３０日から施行する。

２　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

３　この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

４　この要綱は、平成３０年６月１日から施行する。

５　この要綱は、平成２２年１２月１日から施行する。

　（上尾市観光協会土産品推奨規程の廃止）

６　上尾市観光協会土産品推奨規程（昭和６０年４月１０日より実施）は、廃止する。

（上尾市観光協会土産品推奨規程の廃止に伴う経過措置）

７　この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の上尾市観光協会土産品推奨規程（以下「廃止規程」という。）第５条の規定により推奨の決定を受けた土産品で廃止規程第８条に規定する推奨の有効期間内にあるものは、この要綱の施行の日に、この要綱の規定により推奨の決定がなされたものとみなす。

８　前項の場合において、廃止規程第６条の規定により授与された推奨状は、第５条第１項の推奨認定証とみなす。この場合における当該推奨認定証とみなされたものの有効期間は、廃止規程第８条に規定する有効期間の残存期間と同一の期間とする。